

第1回 中間市自治会設置検討委員会 会議録

- 1 開催日 平成22年2月5日(金)
- 2 開催時間 開会 13時10分
閉会 14時38分
- 3 開催場所 中間市役所 別館3階 特別会議室
- 4 出席委員 小南 哲雄 西田 義幸 池田 久紀
古川 実 力丸 正行 仰木 節夫
中西 良一 依藤 宏治 山下 徹
中野 諭 藤井 紀生 中村 信一郎
白尾 啓介 松尾 壮吾 山本 信弘
山崎 淳子 梶栗 繁幸
- 5 欠席委員 なし
- 6 傍聴者 1名
- 7 事務局 市民協働課長 村上 羊三 市民協働課長補佐 米村 潤二
市民協働係長 村上 智裕 市民協働係 田村 暢康
地域安全係 山本 幸樹

第 1 回 中間市自治会設置検討委員会

開催日時 平成 22 年 2 月 5 日（金）・午後 1 時

開催場所 中間市役所別館 3 階・特別会議室

[会議次第]

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 各委員自己紹介
- 5 会長・副会長就任
- 6 会長・副会長あいさつ
- 7 議 事
 - (1) 自治組織の一元化の目的及び今後の委員会の進め方について
 - (2) 町内会・町内公民館組織の現状及び(仮称)自治会の事務局案について
 - (3) 一元化後の組織の名称について
- 8 今後のスケジュールについて
- 9 閉 会

第 1 回 中間市自治会設置検討委員会

— 会議概要 —

○事務局

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。定刻を少しすぎましたが、ただ今から、第 1 回中間市自治会設置検討委員会を開会させていただきます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます市民協働課長の村上と申します。よろしくお願いいたします。

それでは進めさせていただく前に、「中間市附属機関等の設置及び運営基準に関する要綱」に基づき、「自治会設置検討委員会設置要綱」第5条第2項により、本委員会は、原則公開となっております。

したがいまして、会議の傍聴を許可し、会議内容を記録、概要を公開することについて、よろしくご了承をお願いいたします。

○各委員

異議なし。

○事務局

ただいま、この会議が公開ということで、ご了承をいただきました。本日は、傍聴者はおきませんので、会議概要の公開とさせていただきます。なお、遅れて傍聴者がみえた場合は、そのつど、傍聴を認めます。

引き続き進行させていただきます。

なお、事務局の方からお願いがございます。発言されるときには、マイクのボタンを押して発言していただき、発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただきますようお願いいたします。

○事務局

それでは、まず最初に、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧くださいと思います。一番上が会議次第でございます。次に、別紙1の中間市自治会設置検討委員会委員名簿。次に、別紙2の中間市自治会設置検討委員会設置要綱。次に、別紙3の席次図でございます。

最後に、資料といたしまして、資料1の第1回自治会設置検討委員会・検討議題。次に、資料2の町内会・町内公民館の現状。次に資料3の(仮称)自治会の事務局案。最後に、資料4の今後の自治会設置検討委員会開催予定でございます。

これらをお手元に配らせていただいておりますが、資料の揃っていない方、いらっしゃいますでしょうか。

なお、委員名簿につきまして、開催通知とともに委員の皆様にお送りした名簿から一部変更がございます。市民協働課長の村上が事務局となり、保健福祉部介護保険課長の山本信弘が委員となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(資料確認終了)

○事務局

それでは、早速会議次第に沿って進めさせていただきます。最初に委員の皆様には松下市長より委嘱状を交付させていただきます。委員のお名前を読みあげさせていただきますので、恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。委嘱状は席次順に一人ずつ交付させていただきます。

○事務局

西田 義幸 様

○西田委員

はい。

○松下市長

西田 義幸 様。あなたを中間市自治会設置検討委員会委員に委嘱します。

平成22年2月5日。中間市長 松下俊男。

○事務局

続きまして、池田 久紀 様

○池田委員

はい。

○松下市長

池田 久紀 様。以下同文であります。

○事務局

古川 実 様。

○古川委員

はい。

○松下市長

古川 実 様。以下同文であります。

○事務局

力丸 正行 様。

○力丸委員

はい。

○松下市長

力丸 正行 様。以下同文であります。

○事務局

仰木 節夫 様。

○仰木委員

はい。

○松下市長

仰木 節夫 様。以下同文であります。

○事務局

中西 良一 様。

○中西委員

はい。

○松下市長

中西 良一 様。以下同文であります。

○事務局

依藤 宏治 様。

○依藤委員

はい。

○松下市長

依藤 宏治 様。以下同文であります。

○事務局

山下 徹 様。

○山下委員

はい。

○松下市長

山下 徹 様。以下同文であります。

○事務局

ここで市長がご挨拶を申し上げます。

○松下市長

皆様、こんにちは。本日は皆様方お忙しい中、中間市自治会設置検討委員会を開催しましたところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただ今、委嘱状を交付させていただきましたが、委嘱を快く受けてくださいましたことについて、併せてお礼を申し上げます。

私共もこれまで、元気な風が吹くまちなかまの実現に向けて、この4年間さまざまな元気をキーワードにしたまちづくりを進めているところでございます。

皆様方におかれましても、地域での活動・行事等を展開していただきまして、地域からの元気を私どもはいただいています。皆様方のご苦勞に対しましても厚くお礼申し上げます。

これまで、住民自治の新しいあり方を目指そうということで、3年前から皆様方のご意見等を受け賜りながら取り組んできたところですが、今回、市からたたき台をということで、検討委員会を作っております。皆様方のご意見を賜って、今までのご経験等活用していただきながら、少しでも行政と地域が一体となって、新しい中間市を作っていきたいと思いをします。

忌憚の無い意見を存分に出していただきまして、より良いふるさとづくりにお知恵を貸していただきたいと、そのように思う次第でございます。

また、地域に帰りまして、説明等でご苦勞をおかけすると思いますが、市も限られたスタッフではありますが、皆様方と一緒に頑張ってまいりますので、今後ともお力添えをよろしくお願いします。

簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局

市長ありがとうございました。

それでは、委員の皆様にご自己紹介いただきたいと思います。西田委員から順に時計回りをお願いいたします。

○西田 委員 町内会連合会会長代行の西田でございます。よろしくお願いします。

○池田 委員 同じく、副会長の池田です。よろしくお願いします。

○古川 委員 同じく、事務局長の古川でございます。よろしくお願いします。

○力丸 委員 同じく、会計をしています力丸でございます。よろしくお願いします。

○中野 委員 総務部長をしております中野と申します。よろしくお願いします。

○白尾 委員 総務課長の白尾でございます。どうぞよろしくお願いします。

○松尾 委員 経営企画課長をしております松尾です。よろしくお願いします。

○山本 委員 介護保険課長の山本です。どうぞよろしくお願いします。

○梶栗 委員 中央公民館長の梶栗といいます。よろしくお願いします。

○山崎 委員 生涯学習課長の山崎です。よろしくお願いします。

○中村 委員 教育部長の中村でございます。どうぞよろしくお願いします。

○藤井 委員 保健福祉部長の藤井です。よろしくお願いします。

○山下 委員 公民館連絡協議会の山下です。どうぞよろしくお願いします。

○依藤 委員 同じく依藤です。よろしくお願いします。

○中西 委員 同じく中西でございます。よろしくお願いします。

○仰木 委員 同じく会長の仰木です。よろしくお願いします。

○事務局

次に、事務局の市民協働課職員を紹介させていただきます。

○職員

米村です。よろしくお願いいたします。

村上です。よろしくお願いします。

田村です。よろしくお願いします。

山本です。よろしくお願いします。

○事務局

続きまして、会長及び副会長の選任でございますが、中間市自治会設置検討委員会設置要綱第4条第2項の規定により、会長を小南副市長に、副会長につきましては、あらかじめ町内会連合会から西田委員の推薦を、公民館連絡協議会から仰木委員の推薦をいただいておりますので、両委員に副会長をお願いしてよろしいでしょうか。

○事務局

それでは、西田委員、仰木委員に副会長をお願いいたします。小南委員、西田委員、仰木委員、会長席・副会長席へお願いいたします。

○事務局

それでは、小南会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

○小南会長

皆様、こんにちは。副市長の小南でございます。

「第1回 中間市自治会設置検討委員会」の開催にあたり、会長の任をおおせつかることとなりましたので、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様にはご多忙中にもかかわらず、ご出席賜りましてありがとうございます。

さて、この「自治会設置検討委員会」は、「町内会」と「町内公民館」という二つの組織を一元化・統合して、新たな地域コミュニティ組織を創設するために、両組織の委員の皆様と行政職員による委員で活発な意見を交わしていただき、より良い自治組織の体制を作りあげることが目的としております。

本市が「中間市行政改革大綱」に基づいて平成17年度から進めて参りました「中間市行財政集中改革プラン」につきましては、この平成21年度が5年間の最終年度となっております。

これまで、「自立」、「協働」、「効率」を三本の柱として、市民サービスの向上や業務の効率化に努めて参っておりますが、この中でも、市民と行政の新たな仕組みとして「分権型社会システムの構築」、また、「町内会長事務費の見直し」、「町内公民館長事務費の見直し」などが謳われております。

また、市議会の中間市行財政改革特別委員会からも、現在、町内会育成費、町内会長事務費は市民協働課所管、公民館長事務費は生涯学習課所管でそれぞれ経費を支出しているところでございますが、行政主導で、一本化に向けて21年度中までに取り組むべきであるとの提言をいただいております。

年度末も近づき、あわただしい中、限られた時間ではございますが、委員の皆様には集中的に討議を行っていただき、一元化の枠組みについては検討委員会できずひ、本年3月末までに結論をお出しいただきたいと考えております。

最後になりますが、本委員会が中間市の地域コミュニティ活性化の大きな第一歩となることを祈念して、ご挨拶いたします。

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、副会長のお二方にご挨拶をお願いいたします。

まず、西田副会長、よろしくお願いします。

○西田副会長

座ったままで失礼します。副会長の任を承りまして、会長を助けまして、この会がスムーズにいくように頑張っていきたいと思います。私の主観としましては、町内会・駐在員制度がなくなって、早9年が経ちました。

各町内に渡っては、それぞれ自主性を発揮して、「一本化をいつしてもいいよ」とする町内もあるわけでございます。しかし、依然として従来の駐在員制度のような、公民館・町内会・駐在員という役割を現状のままやっているところもある。

我々、町内会連合会と公民館連絡協議会とで4年前からこれを申し込んできて、平成18年に1回取り掛かったわけですが、それが職員の異動等で立ち消えて、このままの状態に来て、市長が第2期に、昨年当選されまして、やっとこさ腰が上がってきたというのが、我々、町内会連合会と公民館連絡協議会の感触であります。

お願いしたいのは、町内会連合会と公民館連絡協議会にしてもお互いに手を取り、連携しながらやりますので、行政の方も今度だけは失敗しないように、気合をいれてやっていただきたい。

どうかよろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございました。

次に、仰木副会長、よろしくお願いします。

○仰木副会長

市公連の会長の仰木です。市公連は今年で50年を迎えます。今年は、50年史の発刊と50年事業を計画しています。半世紀に渡って、地域の中で地域自治の中心的な役割と生活文化を維持・継続し発展させて、今日に到っていると思います。また、町内会と共にこの道を歩んできたわけで、窓口一元化というよりも、むしろ、この間の協働環境をさらに、どう発展させていくのか。

ここで言われてますように、自治というのは住民主体の関係をどうしていくのか。

例えば、一元化というのが単なる効率化ではなく、いかに住民が市政の中で行政と協働することで、未来に向っていくか。そういう関係性をどう作っていくかが自治の本義ではないかと思っています。

そういう面では、市公連としても一生懸命この討議に参加していきたいと思っています。

先ほど、西田副会長が言われた18年度から出発したという認識ですが、市公連としては、本日から出発という認識です。稚拙とならないようにきちんとした討議を進めていってもらいたいなと思います。そうでないと、上滑りになって、上から決めた感じになりますので、そうならないように、この場できちんと検討し、会長を支えていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございました。

市長は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

それでは、議事に入ります前に、この自治会設置検討委員会について簡単に説明させていただきます。別紙2「中間市自治会設置検討委員会設置要綱」をご覧ください。

第1条において、この委員会は協働型社会の実現のため、中間市における町内会・町内公民館

組織の一元化を促進し、効率的運営が可能な権限と責任を備えた自治組織として再編することを目的に、「中間市市民協働のまちづくり基本方針」に基づき設置する、と規定しております。

第2条において、この委員会は、町内会・町内公民館の一元化の促進及び自治組織の再編に関する事項について協議し、必要な事項を提言する、とその任務を規定しております。

第3条では、本委員会の組織として、町内会連合会、公民館連絡協議会、副市長、庁内検討委員17人の委員で組織する、と規定しております。なお、同条第4項で本委員会委員は無報酬で、交通費も無支給と規定しておりますので、委員の皆様にはあらかじめご了承をお願いします。

第4条で会長及びその職務代理者に関する規定がございまして、第5条で会議は会長が招集し、議長となることを定めております。

また、この委員会の庶務は、第6条により保健福祉部市民協働課において処理いたします。簡単ですが、以上が、本委員会に関する説明でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。委員会設置要綱第5条の規定により、会長が議長となりますので、小南会長よろしく願いいたします。

○小南会長

それでは、最初の議題になります自治組織の一元化の目的及び今後の委員会の進め方について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

自治組織の一元化の目的及び今後の委員会の進め方については、事務局・村上がご説明いたします。

○事務局

皆様、資料1をご覧ください。

(仮称)自治会への一元化の目的として①住民自治推進のため、組織の強化・集中(予算・人員・情報伝達・行事等)を図る、②補助金一元化等による経費の効率化を実施する、③小学校区単位の「地域まちづくり協議会」の中心母体とする、という三つの項目を掲げさせていただいております。

この項目について、4回の委員会でご議論いただくよう計画をいたしております。

本日、第1回目の委員会では、一元化の目的と委員会の進め方について、これは、今説明いたしております議題であります。次に、町内会・町内公民館の現状及び(仮称)自治会の事務局案について、最後に、一元化後の組織の名称について、をご協議いただくこととしております。

続いて次回、第2回目の委員会では、新しい組織の体制・役員構成について、を議題としております。本日の事務局提案への議論を受けて、一元化の組織体制などを決定して参りたいと考えております。

第3回目といたしまして、補助金の見直しについて、を議題としております。これは、町内会長・公民館長事務交付金、町内会育成費、公民館連絡協議会補助金、行事補助金等の市からの交付金・補助金について、事務局から幾つかのプランを提示することとしております。将来の地域まちづくり協議会設置を見据えた補助金の配分について協議いただきたいと思いますと考えております。

第4回目の委員会では、地域まちづくり協議会・モデル校区の選定について、を議題として設定しております。

なお、議論が深まった際は、複数回にわたって協議する場合を想定しておりますことから、第5回検討委員会を予備日としております。以上です。

○小南会長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

○山下委員

会長の挨拶の中で、3月までに結論をというようなお話がありましたが、ここに書いてある全部を3月までにやってしまうのでしょうか。

○小南会長

よろしいですか。基本的にですね、私が3月までにと挨拶で申し上げました。その中で基本的に組織のあり方については3月いっぱい方向性を定めていきたい。

それから移行する場合、期間について事務局から今後のスケジュール等が示されると思いますが、1年間、各町内に持ち帰って、いろいろと検討される期間が必要だと思います。

実際は平成23年4月1日が施行というような考え方を事務局は持っています。

○依藤委員

今の意見に関連するんですが、今まで、まちづくりの関係で、先ほどの挨拶の中にもありました。

平成18年からと。それ以前からやっているんですが、何回もそういう事をやっっているが、途中で立ち消えにして、また、その理由として役所の職員の方が替わられたこともあります。後、平成18年の方からやった場合ですね、あまり役所のほうが積極的ではなかったというような印象がある。

話の内容は、各校区ごとや町内ごとにそういう話がいてですね、すでに、町内会・公民館を統一すると、やってもいいんだという方向で各自の受け止め方をしたということがあったわけですね。

前回結論が出なかったというのは、期日がきっちりと決まっていなかったから、そういう結果になったという一つの要因がある。今回は、会議の回数も目的意識もはっきりと出しているの、これは短期間でしっかり論議をしなければならないという意識付けにはなっています。

ただ、両副会長の挨拶にもありましたが、市公連と町内会連合会の認識のずれが多少あるのではないかなという感じがします。

町内会は、かなり進んでいて、認識が深まっているんだという話ですし、市公連は、これからが第一歩だというような話もでていました。その思いの違いを、どういうふうな事で埋め合わせていくかが必要になってくるのではないかと。

それから、山下委員からもあったが、3月と期限を切られたことで私もちょっと驚きましたし、意外だなと思いました、というのも今2月なので、3月というのは、町内会にしても公民館にしても役員改選時期で、そういった事情もたくさん抱えている。

ですから、そこらあたりと並行にやるには、時間的に無理があるのではないかなという感じがします。

質問の回答が会長からありましたが、本当は平成23年4月からとのことですから、私のほうは納得しています。

○小南会長

他にご意見はありますでしょうか。

私が委員の質問に対して回答したことについて、事務局はスケジュール的にはそれで良いですか。

○事務局

会長のお話にありましたように、事務局といたしましても、一元化についての合意を、この3月中にいただきまして、平成23年4月をめどに、この1年間で地域の中にじっくりと話を持っていてもらいたい、また、力を注いでもらいたい、市民協働課も必要であれば、地域の中に入ってご説明等、合意を得られるように力を入れていきたいと考えています。

○小南会長

ただ今の意見につきまして、他の委員のご意見はありますでしょうか。

無いようでございますので、それでは引き続き進行させていただきたいと思います。次の議題にな

ります、町内会・町内公民館組織の現状及び(仮称)自治会の事務局案について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

まず、町内会・町内公民館組織の現状について、資料2をご覧ください。

こちらの組織図は、市内の全町内会と町内公民館の総会資料や役員名簿等を元に、作成しております。地区ごとに運用のされ方は様々ですので、代表事例とお考えください。

この図で網を掛けている部分について、役員が兼務されている場合が多く、主として今回の一元化で議論される部分と思われます。

次のページ以降、一覧表が2枚ございまして、63町内会、62公民館の役員構成の状況을載せております。地区の並び順は公民館長名簿を元にしておりますので、ご了承ください。この表の中に「兼」と入っておりますのは、他の役員と兼務されている部分となります。公民館長と町内会長を同一人が兼務されている場合は、町内会長に「兼」と入っております。両組織で副会長や会計が兼務されている場合なども同様です。

その他の役員については、青少年育成市民会議担当部長を町内会長、あるいは副会長が兼務、子ども育成会長と公民館組織の児童部長が兼務という例などが多いようです。

特に、右端の備考欄をご覧くださいと、役員名簿や会計資料などから明確に「一体運用」されている地区のほか、「()付きの一体運用」については、これに準じ、組織は別ですが、年次総会の共同開催など、住民周知を一体的にされているところです。全くの別組織として活動されているのは、網掛けをしている8地区と捉えております。

このことから、西田副会長のご挨拶にありましたように、現状で、多くの地区で組織一元化が十分可能であると思われます。

続きまして、(仮称)自治会の事務局案について、でございます。資料3をご覧ください。

新たな自治組織の図を掲載しております。この図では、地区を代表して自治会長1名、副会長として最低1名を設置していただき、副会長が公民館長を務めていただきます。会長と副会長は組織強化が主目的でございますので、市として兼任をされないようお願いすることとしております。

なお、新制度移行時期は、地域の皆様には1年後の平成23年度4月開始となりますので、町内会・公民館で臨時総会または平成23年3月までに年次総会を行っていただき、規約改正手続きが必要となります。

以上です。

○小南会長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

○山下委員

この備考欄ですが、一体運用という判断を事務局がされたそうですが、当該の、町内会・公民館にある程度確認した上での判断でしょうか。それとも事務局の一方的な判断でしょうか。

○小南会長

事務局どうぞ。

○事務局

只今のご質問についてですが、補助金申請に係る決算資料を市民協働課と中央公民館に4月に提出していただいておりますので、この資料を事務局で両方確認させていただきまして、作成いたしました。

従いまして、個別に地域の皆さんに、これはどうかという確認はしていません。

○山下委員

はい。わかりました。

○小南会長

その他にご意見、ご質問ございませんか。

○古川委員

新制度への移行時期が平成23年3月までだが、客観的にみて後1年しかないんですね。

約1年で全体を移行するには時間的にできるかなという疑問がある。それは、今から各町内の公民館長・町内会長がこの問題について、徹底的に研究し、各町内で実行するという方向性で出されたと思いますが、そんなにスムーズにいくかなというのが、私の疑念です。

そこらへんの根拠をちょっと。主体が公民館と町内会組織の個別の問題がたくさんあるので、平成23年3月までにできるか疑問です。

○小南会長

今の古川委員の質問に対して、事務局お願いします。

○事務局

古川委員のおっしゃられた、先々の日程について早急すぎるとのご指摘ですが、事務局としては、まず一元化を目標にやらなければならないという気持ちです。

この一元化の問題ですが、平成18年12月に「中間市町内会及び公民館のありかた等に係る研究会」で議題に上がりまして、3年の停滞とのご指摘がありましたけれど、実際のところ、公民館と町内会と行政で、研修会を開いてもらいたいとのことで、平成19年度に「協働のまちづくり」をテーマに6回の研修会を開催し、私もそれに参加しました。

翌年には公民館と町内会が、自主学習会を公民館事業として10回開催されております。

その間私たち、市民協働課は何をやったかと言いますと、村上課長、翌年には村上係長を配置してこ入れを行い、市民協働のまちづくり基本方針を策定した次第です。

だから、停滞というよりも各組織が力をつけてきた。時間を無駄にはしてないと思っています。3年間でここまで来ています。

また、市民協働のまちづくり基本方針も策定しておりますので、この基本方針に基づいて平成23年度にスタートしたいと思っています。

また、我々の目標は、一元化が最終目的ではありません。

地域コミュニティと言いますか、校区を単位とした地域まちづくり協議会が次の目標ですので、その目標に行くためには、平成23年4月スタートを意識しています。

○古川委員

私が考えるのは、今日審議会があつて、3月いっぱい基本的な方針がでますが、我々代表で出てきていて、決まった事項について責任を取らないといけないですが、具体的に行政側がこの問題について64町内をまとめて、出前講座をやりながら行政がそういう事をやって話し合いをするという考えはあるかをお聞きしたい。

○小南会長

事務局どうぞ。

○事務局

先ほどの説明でありましたとおり、状況は自治に関して温度差がある。当然地域からの要請があれば、当方のスタッフがそこに入り、話し合いをするつもりです。

○仰木副会長

ちょっと質問させてください。

町内会と自治会、言葉が違うように概念が違うと思うのですが、事務局はどのように理解されてい

るのかお聞かせください。

それともうひとつ、自治会イコール町内会とは、若干ニュアンスが違うのではないかと思います。そのあたり自治会について、事務局がどう捉えているかお聞きしたい。また、聞いたうえでご質問させてもらいたい。

○小南会長

事務局どうぞ。

○事務局

今回、事務局案としまして、まず、町内会と(仮称)自治会になりますが、そういった組織の違いですが、町内会というのは主に、行政と地域住民の連絡調整と地域づくりがテーマだと思っています。

一方で、町内公民館というのは、公民館・集会所といった、拠点施設を中心に、住民の社会福祉あるいは教養・文化等を振興するのが目的と考えています。(仮称)自治会は、それらを総合的に統合した組織と考えています。

○仰木副会長

その場合、規約とか民主的な議決権とか要件が整っていないと、自治会とは言わないんですよね。

私どもの認識としては、各町内会という呼び方の中には、以前あった駐在員制度をそのまま受け継いでいる組織もあると聞いていますので、その仕分けが充分にされていないと、論議が実際に進まない点があると思いますが、事務局はどうお考えですか。

○小南会長

事務局で答えてください。

○事務局

駐在員制度は、平成12年度で廃止され、平成13年度に行政協力員、平成14年度から現在の町内会長制度が始まったと認識しています。駐在員制度については、完全に平成12年度で終わっておりますので、そちらは切り離して現在の町内会制度で考えますと、自治会というのは町内会・公民館を統合した新しい組織と考えていますので、決して、駐在員制度を引きずったものではないと考えています。

○仰木副会長

引きずっている、引きずっていないではなく、要件などを事務局がどう考えているか、少し聞きたかったのですが。

規則とか、議決権とか、自治で備えていないといけない基本的な要件の問題ですが、公民館の関係もあると思いますが、少なくとも、階段が高度化されるわけですから、よくよく明解にされていないと、何となくでは実態は変わらないことになるので、自治会という中身についても併せて検討できるように準備してもらいたい。

○事務局

それはですね、平成22年度中に自治会の規約などを、他市の状況を見ながら検討していくつもりでございます。

○小南会長

それはちょっと遅すぎる。

この会議を行う際に自治会に名前を変えようか。町内会のまま残そうかといろんな選択肢があるわけです。

次回の検討会までに、自治会にしたら、どんな定義付けがいるかや、町内会よりもハードルが高い組織ではないかなどがあるので、簡単に名称だけ変えるのではなく、中身や規約など附属要件があるのではないかと、仰木副会長がお尋ねです。

そのことをきちんと精査して、次回までに示してください。

○事務局

解りました。

○中野委員

会長のおっしゃるとおりだと思います。結論が一元化と決まったとき、そういったものを示すというのはタイミングが悪い。一番のポイントになるかもしれないので、先進地やモデル地区といわれるところがあると思いますので、そういった資料を出してもらいたいと思います。

○古川委員

結局、今度の一元化の問題は、新しい分権時代の行政自治体のトップの統治機構を新しく作り変えるという構想なんですね。

だからそのためには、住民一人ひとりが本当のまちづくりをやるという意識をどこまで高めるかというときに、こういった問題が出てきたと思います。

会長が言われるように、行政と我々とが一体感を持つ。状況としては、まだまだ行政のすることは行政。おまえたちがしないと誰がするんだという人もいるし、行政側もそういう意識を克服していくと。

自分たちは、市民のためにあるんだといった目線をしっかり養ってもらいたい。

そうしないと、このまちづくりも、この一体感を作り出していくことについて、今日の話の中で、挨拶の中にありましたが、今後そういったところを目指して、我々が共に汗水を流してやっていくことも含め、行政が地域に行って皆さんの意見を具体的に聞くとか、そういったことをプログラムに載せてほしいと思っています。

○中野委員

基本方針のなかでも、協働に関する職員研修を予算化して計画しておりますので、職員の意識を高めていく必要があると思います。

今後事務局が計画しているように、全職員対象に研修を行いますので、よろしくお願いします。

○池田委員

役員構成の中で会長と副会長は兼任しないことと明記されていますが、今、公民館長や町内会長は、一本化と言ったら一緒にすると思っている方もかなりいます。

兼務されているのは、なり手がいないから兼務されていると思います。

私のところもそうですね。なり手がいないから兼務しようと思い、町内会長を引き受け、その後公民館長を引き受けたのですが、そんなこともありますので、なぜ駄目なのかを明確にしなければ揉めると思います。

一本化になっても、中身は変わらないと公民館長たちは思っています。名称が変わるだけで、組織の構成などは変わらないと思っているんですよ。

そこを明確にお願いします。

○小南会長

実際、私も垣生の町内会に住んでおりますが、今までの駐在員制度から町内会長制度へ移行した。町内会長制度の業務を駐在員制度と比べたら、軽減という意味ではなく、組織の中での役割分担という点ではかなり少なくなった。

また公民館長は、各地区の行事を幅広くされている。そのような中で、矛盾が出てきている。

駐在員制度を廃止したときに、問題を解決しておくことができればスムーズに移行できたが、時間が経過して、そのあり方が各町内でバラバラなんですね。

そのため、行政も主導的な役割を果たささせていただき、いろんなプランニングをこの会議の中で示させていただいて、皆様の意見を聞きながら、一つのものに醸成していったら、一番良い組織の関係

ができると思います。

また今回の会議も行政主導のもと、いろいろなプランニング等提出させていただいています。

今日いきなりこのような資料を配布させていただきましたが、なかなかご意見や考え方など、まとまりきらないと思いますが、2回、3回と継続してありますので、形式的な会議ではなく、市長も前段で申し上げましたように、いろいろな意見をお聞きして、皆で一緒になって、行政と地域の役員の皆さんと一緒に、一つのより良い組織づくりを今年度の3月いっぱいに行いたい。

3月いっぱいというのは行政の一方的な言い方ですが、行財政集中改革プランも平成21年度までで終わります。他の提言された事項は、ほとんど達成や見直しといろいろやってきました。

町内会と公民館のあり方についても提言をいただいています。この分だけが、過去3年間、停滞していた等指摘されましたが、そういう状況の中で遅れているわけですね。

また体制づくりについては、議論を深めていただいて、各々町内でいろいろな事情がありでしょうが、それを持ち帰っていただいて、実際にそれに移行するのは、1年間猶予を取ったうえで行ったらどうかと提案させていただいています。

かしまった会議ではなく、お互いが自由に意見を言いながらですね、今日は1回目の会議でしたので、なかなかですね。私の捌きも、たどたどしいものになったかもしれません。それもあって意見も出なかったでしょうけど、2回目以降は、フリーでどんどん意見をいただきながらやっていきたいのでよろしくお願いします。

話がややそれましたが、その他にご意見はございませんでしょうか。

○山下委員

この場合は、検討委員会ですから、実施に向けてのたたき台を作ることだと思うんですよ。しかし、たたき台であっても、3月までのわずかな時間で作ることに不安があるのですが。

実際は、町内それぞれの住民の人、全てとは言いませんが、理解してもらったうえでやらなければならないので。我々、市公連の委員4人の判断が、全ての公民館長の意見と思ってもらうのは困るわけです。

やはり、たたき台を作って、それに対して、公民館長・町内会長の中にもいろいろ意見や考え方があると思いますので、そのたたき台を提起した後、意見がたくさん出たら、取り入れるべき意見は取り入れてですね、最終的に実施案を作っていく。それが4月以降ということでしょうか。

○小南会長

私はですね、それで良いと思います。

しかし今まで一元化が前に進まなかった中、行政としまして前向きにでていって、一本化の方向性については、私も何回も言いますが、3月いっぱいには方向性を見出してもらいたいです。

また、先ほど仰木副会長が言われました名称を、町内会とか自治会とかですね。いろいろ考えていって、それで移行することが可能と検証ができましたら、3月までに方向性をだしていただいて、それ以降各々の町内会で条件が違いますので、その条件にあった組織体制を作っていただきたいと思います。

また、組織の有り様まで行政が言うべきではありませんし、地域コミュニティの阻害となりますので考えておりません。

しかし、事務局で示したように、公民館長さんと町内会長さんが重複されている事につきましては、組織を強化するうえでも、重複せずに各々いたほうが良いではないかと事務局の提案ができましたので、よろしくお願いします。

他にご意見がありましたらどうぞ。

○依藤委員

今の話にも関連しますが、3月までに方向性という話でございしますが、市公連にしる、町内会連合会にしる、会議をするのがですね、3月であれば、定例の会議が後1回しかないわけですね。

その1回の会議で今日の話の仮に出したとして、3月までに考え方をまとめなさいと。まとまるかどうか解りませんが、そういう話をする、必ず反発があると思います。たった1回きりの会議で、そんな話がつくかというようなことがあると思うんですね。

それと町内会64と公民館62の中に地域性と言いますか、考え方に温度差があってそれぞれの意見がでてくると、とても收拾がつかないようになるのではないかとということも考えられます。

古川委員が言われましたように、どう市公連なり町内会連合会なりで対応するかとなると、非常に難しい問題があると思いますし、仮に出前講座でやるにしても、時間的に余裕があるのかどうかと思います。

これは、結果的には拙速になるのではないかという思いもあります。しかし期限を切ってやらないと、だらだらした話になって、また従来と同じような、元の木阿弥になってしまうようなことも考えられます。

どこまで行政が主導性を発揮するのか。それから、これを受けた町内会と公民館がそれをどういうふうそれぞれの町内会長さんや公民館長さんに徹底させるか、という非常に厳しい課題が発生すると思います。

そのあたりを、この会議の中で皆さん意見を出していただいて、協議をさせていただいて、早くできるような方向で、どのようなことが良いのかその選択をする。また、内容等について皆さんのご支持をいただければ、話がスムーズにいくのではないかという気がします。

抵抗や反発が必ずでてきますので、そのあたりの納得性をどう示していくかが、これからの課題ではないか。皆さんのご意見を拝聴したいなと思います。

○古川委員

3月いっぱいまでに、事務局から素案が出てますよね。これを確認する作業だと思います。

もし、ここで3月いっぱいこれをやったら、平成23年3月いっぱいまでに各町内に、そのような方向でいきますよというような話をしないといけないでしょうね。

そうすると、かなりハードルが高いと。公民館と町内会の一本化はハードルが高いからですね。

これは、精力的に我々や市公連も、がんばらないといけないと思いますが、行政も力を一緒になつてしないと、ハードルが高いのではないかと思います。

今日の提案された基本方針を検討委員会で方向性を出すように言われたら、我々がふんばってやらないといけませんが、その点が我々内部では懸念があります。

我々の意見を出したものを集約して踏み出すんだということなのか。

それとも、事務局が出した案をここで承認してもらって、その方向でいくのだということだろうと思っています。

3月いっぱいまで検討してね。そうすると、かなり我々もふんばらないといけないし、行政、特に市民協働課はがんばらないといけないと思います。

その点、皆さんはどのように考えているか、お聞きしたい。

○小南会長

事務局が考えているのは、3月いっぱいまでで、この検討委員会で今後の自治組織のあり方について一定の方向性を検討委員会の意見として集約させていただきたい。

それに基づいて、町内会・公民館で諮る期間が来年度の4月から9月というのが事務局説明です。

また、各町内で事情があるでしょうから、そこでまとめていただく。

行政が執行するのは、平成23年4月1日から行いますので、それまでは町内会・公民館の関係性は今までどおりです。

そのような考え方で進みたいということです。

○力丸委員

公民館であろうと町内会であろうと、それぞれ規約・会則があります。それに従って行事等進めているのが現状ではないかと。

事務局も、補助金を受ける際に資料として規約・組織図等を提出させています。

私は、各地域で規約・会則をひとつずつ検討し、この地域はどのような方向付けで行くのかから始めなければ、地域での理解は難しいのではないかと思います。

資料2で現況の町内会・公民館の組織図がでています。資料3によりますと、今後の自治会の構成が組んであります。

その段階を踏んでいくことが、今問題としては、自治会の一元化の目的についての、3番目に小学校単位の地域まちづくり協議会の中心母体とすると謳っていますが、そういうことになると、校区別の事かということも考えられるわけです。

そうすると繰り返しますが、地域別の規約・会則を集約して、我々委員は、この地域はどういうことでやっているか。

そうしないと依藤委員が言っているように、非常に問題化するのではないかと、私は考えています。

○中野委員

事務局は、この一覧表を作るときに補助金申請書の中で、決算書あるいは規約を読まれていると思います。

表現の仕方は、いろいろあると思いますが規約の基本的な部分はあまり変わらないのではないかと思います。事務局どうですか。

○事務局

各地区の規約を拝見したところ、全ての地区が規約を提出していただいているわけではありませんが、大筋では、共通しています。これらを集約した規約の事務局案として、次回提出できます。

しかし、地域性などがありますから、それを元に各地区で作りかえていただく。あるいは、地域性に基づき事務局に提案していただくことで、作りあげることは可能だと思います。

先ほど中野委員のご発言にありましたように、大きく変わっている規約はありません。

ただ、地区によっては、町内会長と町内公民館長を1名が兼務する、と明確に謳っている規約もございますので、私たちは、明確に兼務を謳うのは望ましくないのではないかと提案したいと考えております。

○小南会長

その他にご意見、ご質問ございませんか。

○西田副会長

事務局の案をいろいろ言われていますが、これを市公連にしても連合会にしても、持って帰って検討しますが、そうするといろいろな意見が出てくると思います。

その意見を組み込むことは、考えていますか。

○事務局

当然そういう提案を組み込むことを念頭において、最終的な案としてまとめたいと考えております。

○西田副会長

それで、名称は何でもいいですが仮に自治会として、規約改正の手続きが必要となっています。

行政の持っている町内会と公民館に対する要綱を改正するとのことですね。各町内は町内で規約や館則、使用規則などを持っているわけですね。

そこで、自治会とは各校区単位で自治会にするのか、各町内ごとに自治会にするのか。そのへん

を、はっきりうかがいたい。

○小南会長

今の町内会単位を自治会にする。そのもうひとつ大きな枠を校区で作る。仮に名称が自治会になっても64町内会の数は変わりません。それでいいですね。

○事務局

そのとおりです。

○小南会長

その他にご意見、ご質問ございませんか。

ないようでございますから、それでは、最後の議題となります。

一元化後の組織の名称について、事務局より説明をお願いします。

これについても、仰木副会長から言われましたように、自治会の定義付けで規約とかの関係もそれらを含めて、次回の委員会で提示してもらおうと要望がありましたので、今日は事務局の考え方のみ提案させてもらうことで良いですか。

○事務局

一元化後の組織の名称についてでございます。事務局案といたしまして、町内会・町内公民館という枠から、さらに次の自治組織を目指す、新たな組織を創設する意味で、「自治会」という名称とすることを提案いたします。

○小南会長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

○中野委員

今、62地区ありますが、「新手自治会」、「砂山自治会」という呼称になるのですか。

○事務局

そうです。

町内会・町内公民館の数についての現状ですが、本来、各地区の枠組みとして64地区ございました。現在、五楽町内会がなくなりましたので、町内会としては、63町内会です。

また、公民館組織については、中尾一区と二区、深坂一丁目と二丁目が合同で運用されていますので、62公民館となっています。なお、五楽公民館は従来どおりにあります。

○小南会長

今、町内会単位でやるとのことですが、公民館は一部合同であったりとして、自治会として一つの組織になった場合、公民館活動の問題も出てくるわけですね。この問題については、次回の委員会で、仰木副会長が言われた自治会の基本的な要件について示しながら、名称をどうするかを委員の皆さんに判断を願うということにいたしましょうか。

それでよろしいですか。

○各委員

はい。

○小南会長

それでは、そのようにしてください。

名称については、決定する方向でいましたが、次回の委員会で決定することによってよろしくお願いします。他にご意見ございませんか。

それでは、ほかにご質問ご意見がなければ、以上をもちまして、本日の議事を終わらせていただきます。本当に委員の皆様、長時間お疲れ様でした。

○事務局

小南会長、どうもありがとうございました。皆さん、貴重なご意見ありがとうございました。

それでは会議次第8、今後のスケジュールについてご説明いたします。

お手元に用意してあります資料4の委員会開催予定に書いておりますように、2月開催の第2回委員会及び第3回委員会について、本日調整をいたしたいと考えております。

事務局案といたしまして、2月15日と25日を考えておりますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

○仰木副会長

15日が都合が悪いので、調整してください。

○小南会長

その前後で調整してください。

○事務局

それでは、16日午後1時30分で行うかどうか。

○各委員

異議なし。

○事務局

会場は変更になりますので、別途ご連絡します。

では、2月16日と2月25日、時間はいずれも午後1時30分から、会場については16日は、別途ご連絡します。

3月につきましては、市議会の日程等の関係で、別途調整させていただきます。

なお、次回は組織名称と体制・役員構成につきまして、本日ご意見をいただいた内容を元に協議頂くことにしております。

それでは、本日の次第全てを終了いたしましたので、以上をもちまして第1回中間市自治会設置検討委員会を終わらせていただきます。

どうもお疲れさまでした。

午後2時38分 閉会
